

檜原市営自転車駐車場
指定管理者
募集要項

令和7年8月
檜 原 市

目 次

1	募集要項の概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	施設概要	1
(3)	指定管理者が担う業務の範囲	2
(4)	リスク分担	2
(5)	指定期間	3
2	経理に関する事項	4
(1)	指定管理料	4
(2)	利用料金	4
(3)	指定管理料の支払方法	4
3	募集に関する事項	5
(1)	公募及び選定スケジュール	5
(2)	応募の手続き	7
4	事業評価に関する事項	10
(1)	利用者の意見聴取	10
(2)	自己評価	10
(3)	実地調査	10
(4)	改善指示	10
5	その他	11
(1)	関係法令等の遵守	11
(2)	指定の取り消し	11
(3)	指定期間終了後の引継ぎ	11
6	問い合わせ先	12
	【別紙第1】 橿原市営自転車駐車場指定管理者審査基準	13
	【別紙第2】 提出書類一覧表	17

1 募集要項の概要

(1) 趣旨

「檀原市営自転車駐車場指定管理者募集要項（以下「本要項」という。）」は、檀原市営自転車駐車場（以下「本件施設」という。）の管理運営について、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 14 号）第 2 条及び檀原市自転車駐車場条例（昭和 57 年条例第 14 号）第 11 条の規定により指定管理者の募集を行うために必要な手続き等を定めたものです。

(2) 施設概要

本件施設の概要は、下表のとおりです。詳しくは「檀原市営自転車駐車場指定管理者管理運営の基準」（以下「管理運営の基準」という。）の「第二章 事業概要 1. 対象施設・施設概要」を参照してください。

1) 名称・所在地（有料自転車駐車場）

番号	名称	所在地
1-1	真菅駅前自転車駐車場	中曽司町 193 番地の 4
1-2	真菅駅前南自転車駐車場	曾我町 1070 番地の 4
1-3	八木西口駅前自転車駐車場	八木町 1 丁目 547 番地の 2
1-4	八木西口駅前東自転車駐車場	八木町 1 丁目 544 番地の 2
1-5	檀原神宮前駅東口自転車駐車場	久米町 618 番地の 2
1-6	檀原神宮前駅東口第二自転車駐車場	久米町 656 番地の 5
1-7	檀原神宮前駅西口自転車駐車場	久米町地内檀原神宮前駅前広場
1-8	坊城駅前自転車駐車場（北）	東坊城町 214 番地の 4
	坊城駅前自転車駐車場（南）	東坊城町 210 番地の 7

2) 名称・所在地（無料自転車置場）

番号	名称	所在地
2-1	岡寺駅前自転車置場	見瀬町 592 番地の 1

2-2	橿原神宮西口駅前南自転車置場	西池尻町 374 番地の 5
2-3	金橋駅前自転車置場	曲川町 5 丁目 279 番地の 3
2-4	香久山駅前自転車置場	膳夫町 686 番地の 5

3) 設置目的

自転車等利用の増大に伴う自転車等の駐車場需要に対応するとともに道路の効用の保持及び道路交通の円滑化を図り、あわせて自転車等利用者の利便に資するため。

(3) 指定管理者が担う業務の範囲

指定管理者が担う管理運営の主な内容は、次のとおりです。詳しくは「管理運営の基準」の第二章 事業概要 3. 業務分担 を参照してください。

- ① 施設運営業務
- ② 維持管理業務
- ③ 経営管理業務

(4) リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、原則として次のとおりです。ただし、表に定める事項で疑義がある場合または表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管 理者 (負担 限度付)
法令変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
	施設等の新設又は改築を要するものの等の法令等の変更	○			
税制変更	管理運営に直接影響を与える税制変更（消費税等）	○			
	上記以外の税制度の変更（法人税等）		○		
物価変動	管理運営経費に影響する物価変動		○	○※1	
金利変動	金利変動等による収支の影響		○		
需要変動	競合施設、天候、当初需要見込みの乖離等の影響による利用者の増減		○		

管理運営の 内容変更	市の政策による指定期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による指定期間 中の変更		○		
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	上記以外のもの			○	
施設・設備 等の修繕※2	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置したもの		○		
	上記以外のもの				○※3
損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、第三者等に 帰責事由があるもの			○	
不可抗力※4	不可抗力による施設・設備の復旧			○※5	
	不可抗力による管理運営の休業			○※6	

※1 リスクについては原則、指定管理者が負う。ただし、特段の事情がある場合は、指定管理者は市と協議できるものとする。

※2 不可抗力により生じた場合を除く。

※3 1件あたり10万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、それ以外は協議とする。詳しくは「管理運営の基準」の「第四章 維持管理業務 2. 施設・設備維持管理業務 (3) 修繕業務」を参照。

※4 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、感染症法に基づく感染症等をいう。

※5 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、指定を取り消す場合がある。

※6 暴風、豪雨等を対象とした不可抗力による短期間の休業に対し、市は指定管理者に対する休業補償は行わない。

(5) 指定期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで（5年間）

（会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。）

2 経理に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理者は、有料施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入と指定管理料をもって本件施設の管理運営を行うものとします。指定管理者が行う自主事業の収入についても、その費用に充てるものとしますが、自主事業の実施に係る費用は、指定管理者の負担とします。

市が支払う指定管理料の上限額は、1年度あたり 55,850,000 円です。ただし、令和 8 年度については 46,542,000 円、令和 13 年度については 9,309,000 円を上限額とします。指定管理料の額は、指定管理者が応募の際に提案した額を上限として、市と指定管理者の協議によって定めます。指定管理料については、これまでの実績を基に上限金額を設定しています。この上限額を上回る提案をした場合は失格となります。

(2) 利用料金

利用料金の額については、本件施設に係る「法令」、「条例」及び「施行規則」で規定する使用料で定められた金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定することができます。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払時期・支払回数・支払方法は、年度ごとに市と指定管理者が協議して締結する年度協定に従うものとします。

本件施設の管理運営にかかる収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての管理運営にかかる経費とその他の事業にかかる経費を区分して整理してください。

3 募集に関する事項

(1) 公募及び選定スケジュール

1) 募集要項等の配布公表

① 配布期間

令和7年8月20日（水）から令和7年9月3日（水）

② 配布方法

橿原市ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.kashihara.nara.jp>

2) 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。**応募を行う場合は、必ず現地説明会に参加してください。**参加される申請団体は、現地説明会参加申込書（様式第10号）に記入の上、郵送または電子メールにより申込みください。未着等を防ぐため、提出後、到着の確認をお願いします。

① 開催日時

令和7年9月10日（水）予定（時間は別途お知らせします。）

② 参加受付期間

令和7年8月25日（月）～令和7年9月3日（水）正午まで（必着）

③ 集合場所

〒634-8509 橿原市内膳町1丁目1-60

橿原市役所 分庁舎4階 会議室C

④ 説明内容

本件施設の内容等

⑤ 参加人数

現地説明会の参加については、1申請団体につき2名までとします。

⑥ 申込先

橿原市役所 財務部 資産経営課

〒634-8509 橿原市内膳町1丁目1-60（橿原市役所 分庁舎4階）

電話：0744-47-4111

メールアドレス：shisankeiei@city.kashihara.nara.jp

3) 質疑の受付・回答

募集内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和7年9月12日（金）～令和7年9月17日（水）正午まで（必着）

② 受付方法

橿原市営自転車駐車場管理運営業務に係る質問票（様式第11号）に記入の上、郵送または電子メールにより資産経営課（6 問い合わせ先 参照）へ提出してください。未着等を防ぐため、提出後、到着の確認をお願いします。また、

口頭による質問は、受け付けしません。

ただし、質問者は、本要項に示された応募の条件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

③ 回答方法

質問及び回答を檀原市ホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては、回答しない場合もあります。

4) 応募書類の受付

① 受付期間

令和7年9月26日（金）～令和7年10月10日（金）正午まで

（土・日曜日、祝祭日を除く）

午前9時～午後5時まで（正午から午後1時を除く）

② 受付場所

檀原市役所 財務部 資産経営課

檀原市内膳町1丁目1-60（檀原市役所 分庁舎4階）

③ 受付方法

応募書類一式を、持参により提出してください。郵送、FAXまたは電子メールでの受付はいたしません。

5) 審査（書類審査・提案審査）

本公募の選定審査は、公募型プロポーザル方式とし、別紙第1「檀原市営自転車駐車場指定管理者審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、檀原市交通施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

提案審査として申請者によるプレゼンテーションを実施し、得点の最も高い申請団体を候補者として選定します。選定委員の評価点が平均120点に満たない場合は、指定管理者候補者の基準を満たさないものとします。

なお、申請者が1申請団体の場合においても、選定委員会を開催するものとします。

① 提案審査

令和7年10月29日（水）

申請者による提案内容の説明および質疑応答を経て、審査基準に基づき審査を行い、提案審査の得点の最も高い申請団体を指定管理者候補者とします。

なお、提案内容の説明時間は、1申請団体25分間、質疑応答を15分間とし、順番は申請受付順とします。

② 選定結果の通知等

審査結果は、令和7年11月5日（水）頃に本公募申請団体に通知します。

また、事業候補者の決定及び審査結果については、市ホームページ等で公表します。

6) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された法人等については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

ただし、市議会の議決を得られない場合は指定しません。なお、市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより、指定管理者候補者に生じた損害を負担しません。

7) 協定書の締結

指定管理者の指定の後に、本件施設の管理運営に関し、包括的な事項を定めた基本協定書及び年度毎の指定管理料の支払方法等の事項を定めた年度協定書を締結します。協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と市が協議の上、定めることとします。

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財政状況の悪化等により、管理運営の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 「(2) 応募の手続き 2) 制限事項」に該当すると認められるとき。

8) 引継ぎ業務

新たな指定管理者は、指定期間開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定期間開始日までに旧の管理者から業務の引継ぎを受けるとともに必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとします。

(2) 応募の手続き

1) 応募の資格

本件施設を安全かつ安定的に管理運営する経験及び能力を有し、かつ本件施設の機能を効率的・効果的に発揮することのできる法人等で次の要件を満たすものとします。(個人での応募は出来ません。)複数の法人等がグループを構成する場合も、別途【別紙第2】提出書類一覧表を参照の上、応募可能です。

なお、グループの構成員となった場合には、別に単独で応募することはできません。また、ほかの複数のグループの構成員となることもできません。

- ① 国税及び地方税を滞納していないこと。(複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての法人等についての条件です。)

- ② 本件施設の管理運営を行うにあたり、法令等の規定により必要な官公署の免許・許認可等を受けていること。

2) 制限事項

以下の条件に該当する場合は、応募者の資格を有しません。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、すべての法人等についての制限とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札または指名競争入札の参加を制限されている者
- ② 樫原市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けている者
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てをしている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者
- ④ 代表者、役員またはその使用人が刑法第 96 条の 3 または第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- ⑤ 法人または代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- ⑥ 樫原市暴力団排除条例及び樫原市契約における暴力団排除に関する要綱に基づき、次の（ア）から（オ）の事項のいずれかに該当する法人
 - （ア）役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。
 - （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - （ウ）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
 - （エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - （オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑦ 本指定管理者候補者選定を行う選定委員が属している団体

3) 応募書類

応募時には、別紙第2「提出書類一覧表」に掲げる書類を提出してください。
また、選定審査にあたって、追加資料を求める場合があります。

提出時は、提案書類各一部ずつをA4ファイル（色指定なし）にページ番号を付して綴じ、表紙には「檀原市営自転車駐車場 指定管理者提案書類」及び法人等の名称を記載して、規定部数を受付表（様式第9号）とともに提出してください。

副本については法人の名称が特定できないように留意してください（伏せ字や「A社」等に置換する等）。

4) 留意事項

① 内容の変更・辞退

応募書類の受付期間終了後においては、応募書類の内容を変更することはできません。また、申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式第12号）を提出してください。

② 書類の返却・公開

応募書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

また、提出された書類について、情報公開の請求がある場合は、檀原市情報公開条例等の規定に基づき、公開等の判断を行います。事業運営に関する計画は特に本件施設の運営に影響を及ぼす点から、すべて公開の対象となることを前提に提案内容を明記してください。

③ 著作権の帰属

応募書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表、情報公開請求への対応その他必要があると認めるときは、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

④ 第三者の権利の侵害

申請団体が、応募にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うものとします。

⑤ 選定審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・応募書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出書類等が期限内に提出されなかったとき
- ・選定結果公表までに「2）制限事項」の各号に該当した場合

4 事業評価に関する事項

(1) 利用者の意見聴取

指定管理者は、本件施設の利用者を対象に提供するサービスの評価、意見及び苦情等をアンケート等により把握し、その結果及び業務改善の状況等について市に報告するものとします。

(2) 自己評価

指定管理者は、本件施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ市へ報告するものとします。

また、市が必要と認めた場合は、指定管理者へ自己評価の実施を指示できるものとします。

(3) 実地調査

市は各種報告書の確認のほか、指定管理者による管理運営の状況を確認するため、随時施設へ立ち入ることができるものとします。

市は、管理運営の実施状況や経費の収支状況等について、説明を求めることができ、指定管理者は市が実施するモニタリングに関し、必要なデータ等の開示及び説明に協力するものとします。(施設の保全、施設の清掃、器具点検、備品の保管、職員の配置、接客対応等)

(4) 改善指示

市は、上記(1)～(3)の確認の結果、必要があれば、指定管理者に対し、業務の改善等必要な指示を行います。なお、改善指示等を行っても改善が見られない場合及び指定管理者が管理運営の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中であつても本件施設指定管理者の指定を取り消す場合があります。

5 その他

(1) 関係法令等の遵守

本件施設の管理運営を遂行する上で、関連法令等がある場合は、それらを遵守するとともに、特に以下のことに留意してください。また、指定期間中に前各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとします。

- 1) 地方自治法、同法施行令、同法施行規則
- 2) 労働基準法ほか労働関係法令
- 3) 水道法、消防法、電気事業法、建築基準法、設備保守点検に関する法律
- 4) 橿原市自転車駐車場条例、同条例施行規則
- 5) 橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則
- 6) 個人情報の保護に関する法律
- 7) 橿原市情報公開条例及び同施行規則
- 8) その他関係法令、通知等

(2) 指定の取り消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

この場合、指定管理者の損害に対して、市は賠償の責めを負いません。また、指定の取り消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

- 1) 指定または本件施設の管理運営に関し不正の行為があったとき。
- 2) 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。
- 3) 本件施設の管理運営を適正かつ確実に履行することができないと認めるとき。
- 4) 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
- 5) 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の解除の申出があったとき
- 6) その他、市が必要と認めるとき。

(3) 指定期間終了後の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するとき（継続して指定されたときを除く。）または、指定が取り消されたときは、市が特に支障がないと認めた場合を除き、速やかに原状に回復するとともに次の管理者が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとします。

6 問い合わせ先

橿原市役所 財務部 資産経営課

〒634-8509 橿原市内膳町1丁目1-60（橿原市役所 分庁舎4階）

電話：0744-47-4111

Eメールアドレス：shisankeiei@city.kashihara.nara.jp

橿原市ホームページアドレス：<https://www.city.kashihara.nara.jp>

【別紙第 1】 檜原市営自転車駐車場指定管理者審査基準

番号	審 査 項 目	提案 審査
【1】	基本的な考え方	10
①	施設の管理運営に対する理念や基本方針が、市の方針、施設の特性、設置目的等に沿っており、公の施設として利用者が平等に利用できるような提案がなされている。	/10
【2】	事業計画・サービスの具体的手法	100
①	事業計画は、施設の特性に沿ったものであり、円滑に運営できる提案がなされている。	/20
②	施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支計画は合理的かつ妥当である。	/10
③	管理運営経費の削減効果が高く、指定管理料を低減する提案がなされている。	/10
④	利用者のサービス向上のための取組みが優れている。	/20
⑤	利用者からの意見やニーズを把握し、それらを反映させる取組みを構築している。	/10
⑥	周辺環境への配慮や苦情・トラブル等の未然防止と対処方法が適正である。	/10
⑦	従来からの運用変更に際し、円滑に移行できる具体的な提案がなされている。	/20
【3】	財政基盤・人材基盤・維持管理能力	50
①	長期安定的な管理運営を行っていくための実績・財政基盤・人材基盤を有している。	/10
②	施設の管理体制、人員配置が適切である。	/10
③	職員の資質、能力向上を図る取組みが適切である。	/10
④	施設の維持管理や修繕、保守点検等の考え方が適切である。	/10
⑤	施設の美観維持や衛生環境の確保等、快適な利用環境を実現するための提案がなされている。	/10
【4】	関係法令等の遵守及び危機管理	20
①	関係法令等の遵守を徹底した社内管理が適切である。	/10
②	安心・安全に施設利用できる体制を確立できており、事故・災害等の危機管理対応や交通安全に関する取組みが適切である。	/10
【5】	自主事業	10
①	自主事業の実施体制の確立及び適切な考え方や利用者の満足度向上につながる実施内容が提案がなされている。	/10
【6】	その他	10
①	市内雇用並びに市内業者の積極的な活用に配慮している。	/10
		/200

【評価方法】

(1) 項目別の得点

- ・評価は5段階評価となります。

【10点の項目】

- 〔10点〕：特に優れている
- 〔8点〕：やや優れている
- 〔6点〕：標準的である
- 〔4点〕：やや劣っている
- 〔2点〕：劣っている

【20点の項目】

- 〔20点〕：特に優れている
- 〔16点〕：やや優れている
- 〔12点〕：標準的である
- 〔8点〕：やや劣っている
- 〔4点〕：劣っている

- ・評価点数は、各選定委員による評価点の合計点で決定します。

(2) 提案審査

- ・提案審査の審査項目において、審査の結果、最高得点となった申請団体を指定管理者候補者とします。ただし、最高得点の申請団体が複数となった場合は、最高得点者の提案書における指定管理料（提案額）がより低い方を指定管理者候補者とします。
- ・選定委員の評価点が平均120点に満たない場合は、指定管理者候補者の基準を満たさないものとします。

【提案を求める内容】

提案に当たっては、橿原市営自転車駐車場管理運営業務に係る提案書（様式第7号）の様式に従い、以下の点に留意して具体的に記入してください。

【1】基本的な考え方

① 施設の管理運営に対する理念や基本方針

「管理運営の基準」の「第一章 総則 3. 事業方針」等をもとに、より良い施設運営を目指すための運営サービス提供の考え方や運営方針を示してください。また、公の施設として利用者が平等に利用できるようなシステム、利用方法等を示してください。

【2】事業計画・サービスの具体的手法

① 事業計画

本件施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な目的や基本事項をまとめ、事業計画として示してください。

② 収支計画

③ 管理運営経費の削減効果が高く、指定管理料を低減する提案を示してください。

④ 利用者のサービス向上のための取組み（自主事業を除く）を具体的に提案してください。

⑤ 利用者からの意見・ニーズの把握やその対応策

本件施設の利用環境をより一層向上・改善させるために、利用者ニーズを把握し、利用者の声を施設運営に効果的に活かしていくための取組みを示してください。

（例：利用者ニーズの把握方法・反映手法、市への報告方法等）

⑥ 苦情・トラブル等の未然防止と対処方法

利用者からの苦情やトラブル、不法駐輪に対する未然防止策や対処方法等各施設の治安維持への対応について具体的に示してください。

⑦ 従来からの運用変更

機器設置等による従来からの運用からの変更に際し、円滑に移行するための具体的な取組みを示してください。

【3】財政基盤・人材基盤・維持管理能力

① 長期安定的な管理運営を行っていくための実績・財政基盤・人材基盤

② 施設の管理体制、人員配置

本件施設の管理運営を効率的かつ効果的に実施するための体制を示してください。

また、各施設の利用状況・混雑状況等に応じた管理体制、人員配置等の体制についても示してください。

③ 職員の資質、能力向上を図る取組み

本件施設の管理運営に係る持続的な組織運営のための能力開発（施設運営、接遇、専門性等）や、人材育成の取組みを具体的に示してください。

④ 施設の維持管理や修繕、保守点検等の考え方

利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、施設の現況や老朽化具合等を考慮した合理的かつ効率的な維持管理の考え方を示してください。

計画的な保全はもちろんのこと、突発的な故障や不具合においても、利用者の安全性や利便性を確保し、迅速かつ適正に対処するためのプロセス、能力、体制を示してください。協力業者に依頼する場合は監理能力についても示してください。

⑤ 施設的美観維持や衛生環境の確保等

本件施設の美化を推進し、一層快適な利用環境を実現するための提案を具体的に示してください。

【4】関係法令等の遵守及び危機管理

① 関係法令等の遵守を徹底した社内管理に対する取組み

個人情報保護、情報公開をはじめとする関係法令に対する考え方や取組みについて示してください。

② 利用者に対する安全管理・啓発及び事故・災害等の危機管理対応に関する取組み

利用者の安全のために、発生しうるリスクの防止策とリスクへの対応策、利用者の安全確保や交通安全に関する啓発方法を示してください。

【5】自主事業

① 自主事業の実施体制の確立及び適切な考え方や実施内容の提案

次期指定管理者として、施設の機能増進、満足度の向上につながる自主事業の考え方及び取組みについて示してください。

【6】その他

① 市内雇用並びに市内業者の積極的な活用に配慮した取組みを提案してください。

【別紙第2】提出書類一覧表

	応募書類	提出部数	様式	備考
①	提案書類目次	正1部 副16部		ページ番号不要
②	檀原市指定管理者指定申請書	正1部 副16部	様式第1号	
③	事業計画書	正1部 副16部	様式第2号	
④	法人等の概要	正1部 副16部	様式第3号	
⑤	収支予算書	正1部 副16部	様式第4号	
⑥	事業見込額算定書	正1部 副16部	様式第5号	
⑦	収支見込額積算内訳書	正1部 副16部	様式自由	10枚以内（両面）
⑧	提案書（表紙）	正1部 副16部	様式第6号	
⑨	檀原市自転車駐車場管理運営業務に係る提案書	正1部 副16部	様式第7号	
⑩	前事業年度の決算書	正1部 副16部		
⑪	納税証明書 *1	正1部		直近2年分の原本
⑫	定款または寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあたっては、規約またはこれらに類する書類）	正1部		
⑬	印鑑証明書	正1部		発行日が3ヶ月以内
⑭	その他補足資料（任意）	正1部 副16部	様式自由	10枚以内（両面）
⑮	欠格事項に該当しない宣誓書	正1部	様式第8号	
⑯	受付表	正1部	様式第9号	
⑰	選定結果通知用封筒 （長3封筒）	封筒に「選定結果通知」の送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手を貼付したもの		

*1：次に掲げる税の未納がないことの証明

ア)「法人税または所得税」 イ)「消費税及び地方消費税」

※税の種別は、国、都道府県、市区町村とする。

- ・①から⑮の順番で綴じてください。
- ・②～⑮には、ページ番号を付与してください。
- ・複数の法人等がグループを構成して申請する場合、④（様式第3号）、⑩～⑬、⑮の書類は、そのグループの構成員すべてのものをそれぞれ提出してください。
- ・副本については法人の名称が特定できないように留意してください（伏せ字や「A社」等に置換する等）。